

外国子会社合算税制の非関連者基準該当性が争われた事例

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和 6 年 7 月 18 日

【事件番号】 令和 4 年（行ヒ）第 373 号

【事件名】 法人税更正処分等取消請求事件

【裁判結果】 原判決破棄、棄却（確定）

【参照法令】 租税特別措置法 68 条の 90 第 1 項・3 項（平成 28 年法律第 15 号改正前）、租税特別措置法施行令 39 条の 117（平成 28 年政令第 159 号改正前）

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573661

立命館大学教授 安井栄二

事実の概要

自動車の製造、売買等を目的とする内国法人である X 社（原告・控訴人・被上告人）は、英領バミューダ諸島で保険業を営む A 社（X 社の特定外国子会社等）とメキシコ合衆国（以下「メキシコ」という。）で金融業を営む B 社（X 社の関連者）の発行済株式の 100%を間接保有していた。

B 社は、X 社の企業グループが製造する自動車を割賦で購入する顧客（以下「本件各顧客」という。）との間で、購入資金を貸し付けることを内容とする契約（以下「本件クレジット契約」といい、本件クレジット契約に基づく貸金債権を「本件クレジット債権」という。）を締結していた。本件クレジット契約において、本件各顧客は、B 社を最優先の受益者として指定して、本件クレジット債権の未償還残高等を保障する生命保険及び本件クレジット債権の月額賦払金の少なくとも 6 か月分を保障する失業等に係る保険を内容とする保険契約を締結しなければならなかった。仮に本件各顧客がそのような保険契約を締結しない場合には、B 社は、メキシコで保険業を営む C 社（X 社の非関連者）との間でそれと同等の保険契約（以下「本件元受保険契約」という。）を締結し、これに本件各顧客を加入させることができ、本件各顧客は本件元受保険契約に係る費用を支払わなければならないこととされていた。

C 社は、A 社との間で、C 社が本件元受保険契約において引き受ける全保険リスクの 70%を A 社に対して再保険に付し、A 社がこれを引き受け

ることを内容とする再保険契約（以下「本件再保険契約」という。）を締結し、A 社に対して保険料を支払っていた。A 社は、X 社の特定外国子会社等に該当することから、租税特別措置法（平成 28 年法律 15 号による改正前のもの。以下「措置法」という。）68 条の 90 第 1 項が適用されると、A 社の収益の額は X 社の収益の額とみなされることとなる。ただし、同条 3 項に規定する 4 つの基準を満たした場合には、同条 1 項は適用されない。そのうちの 1 つである「非関連者基準」については、A 社のように主たる事業が保険業であれば、各事業年度の収入保険料の合計額のうち当該収入保険料で関連者以外の者から収入するもの（当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。以下「本件括弧書き」という。）の合計額の占める割合が 50%を超えた場合（租税特別措置法施行令（平成 28 年政令第 159 号による改正前のもの）39 条の 117 第 8 項 5 号）に満たすとされていた。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの A 社の事業年度において A 社が C 社を含む関連者以外の者から受領した収入保険料は、A 社が当該事業年度において受領した収入保険料の総額の 50%を超えていた。そのため、X 社は措置法 68 条の 90 第 3 項が適用されるものとして、当該事業年度の A 社の収益の額を X 社の収益の額に含めずに法人税の申告をした。しかし、処分行政庁は、A 社が C 社から受領した本件再保険契約に係

る収入保険料は、A社に係る関連者に当たるB社の資産を「保険の目的」とする保険に係るものであって本件括弧書きの要件を満たさず、「関連者以外の者から収入するもの」に該当しないと判断した。そして、当該事業年度においてA社がC社を除く関連者以外の者から受領した収入保険料は、A社が受領した収入保険料の総額の50%未満であったことから非関連者基準を満たさず、措置法68条の90第1項が適用されるとして、X社に対し法人税の更正等を行った。これを不服としたX社は、本件更正処分等の取消しを求めて、所定の不服申立手続を経て出訴した。

第一審（東京地判令4・1・20税資272号順号13661）¹⁾は、X社の請求を棄却した。その理由として東京地裁は、まず、「本件括弧書きにいう『保険の目的』は、保険事故が生じた際に保険契約に基づき保険金の支払を受けることにより保障、填補を得ようとする対象のことをいい、保険契約における保険事故や免責事由の定めのみではなく、個々の保険契約の内容や取引の実態等を踏まえて実質的に判断するのが相当である…。」と判示した。その上で東京地裁は、「本件クレジット契約と本件元受保険契約との関係及び同契約の内容等、とりわけ、本件クレジット契約を締結した本件各顧客は、B社が優先受益者として保険給付を受けるという内容を含む保険契約の締結を事実上義務付けられ、…本件各顧客が同保険給付を自己の財産として自由に利用することは予定されておらず、本件元受保険契約の成立及び消滅は本件クレジット債権に付従することとされていることなどの事情を踏まえると、本件元受保険契約は、…本件クレジット債権が回収不能となることに伴いB社に生じる経済的不利益を填補することをその内容とするものであると解される。」から、「本件元受保険契約は、B社の有する資産を『保険の目的』とする保険に該当するというべきである。」として、A社がC社から受領した本件再保険契約に係る収入保険料は、「関連者以外の者から収入するもの」に該当しないと判断した。

これに対して、原審（東京高判令4・9・14判タ1511号128頁）²⁾は、X社の控訴を認容して、本件更正処分等を取り消した。その理由として東京高裁は、「本件括弧書きにいう『関連者以外の者が有する資産…を保険の目的とする保険』とは、非関連者の資産等に対する保険危険を担保する保

険をいうものと解するのが相当」であり、「本件元受保険契約は、本件各顧客がその生命、身体等に係る保険危険を担保することの対価として保険料を支払い、本件各顧客の死亡等の事由が発生した場合に保険金が支払われる仕組みとなっているのであるから、本件元受保険契約は、本件各顧客の生命、身体等に対する保険危険を担保する保険であるというべきである。」から、「本件元受保険契約は、本件括弧書きにいう『関連者以外の者が有する資産…を保険の目的とする保険』に当たり、本件再保険契約に係る収入保険料は、本件括弧書きにいう『関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料』に当たると解するのが相当である。」と判断した。

判決の要旨

破棄自判。

「…本件括弧書きは、特定外国子会社等が関連者との間の保険取引に関連者以外の者を介在させた場合の収入保険料の取扱いを明確にし、上記の者を形式的に介在させることによって非関連者基準を充足させ、同項〔措置法68条の90第1項：筆者注〕の適用が除外されることとなるのを防ぐ趣旨に出たものと解される。

このような本件括弧書きの趣旨に加えて、通常、保険に加入する者は、保険金の支払を受けることによって経済的不利益の保障、填補を受けることを目的として、保険料を負担して保険契約を締結するものと考えられることを踏まえると、本件括弧書きは、特定外国子会社等が保険者として再保険取引を行うに際し、当該再保険取引が関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保しようとするものである場合に限り、当該特定外国子会社等が当該再保険取引から得る収入保険料は関連者以外の者から収入するものとして扱うこととしたものと解される。

したがって、本件括弧書きにいう『関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険』とは、関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保する保険をいうものと解すべきである。」

「これを本件についてみるに、…B社は、本件

クレジット契約を締結した本件各顧客が所定の保険契約を締結しない場合には、本件元受保険契約に本件各顧客を加入させ、本件各顧客から、本件クレジット債権の残高に応じて定められる本件元受保険契約の保険料に相当する金額を徴収して保険料をC社に支払っており、また、本件元受保険契約においては、B社が優先受益者に指定され、この指定は取り消すことができないこととされるとともに、本件各顧客の死亡等又は失業等の保険事故が生じた場合には、それぞれ、所定の限度額を上限として、本件クレジット債権の未償還残高又は月額賦払金6か月分に相当する保険給付を受けることとされていたというのである。

上記のような本件元受保険契約の実質に照らせば、本件再保険契約に係る保険は、…A社に係る関連者に当たるB社が有する資産である本件クレジット債権に係る経済的不利益を担保するものであるということが出来る。したがって、上記保険は、本件括弧書きにいう『関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険』には当たらないから、A社は本件…事業年度において非関連者基準を満たさず、措置法68条の90第1項の適用が除外されることとはならない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本件の争点は、本件再保険契約に係る収入保険料が、本件括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料」に該当するか否かである。この争点に関して、下級審では前述したように、本件括弧書きの解釈の相違により判断が分かれており、最高裁の判断が注目されていた。そのような状況において、最高裁が本件括弧書きの解釈について一定の判断を下したという点に本判決の意義がある。

二 外国子会社合算税制

外国子会社合算税制とは、外国子会社を利用した租税回避を防止するため、一定の要件に該当する外国子会社の所得を日本の親会社の所得とみなして合算し、日本で課税する制度である³⁾。しかし、特定外国子会社等であっても、独立企業とし

ての実体を備え、その所在する国又は地域において事業活動を行うことにつき十分な経済合理性がある場合にまで上記の取扱いを及ぼすとすれば、我が国の民間企業の海外における正常かつ合理的な経済活動を阻害するおそれがあることから、事業基準等の適用除外基準を満たした場合には、外国子会社合算税制が適用されないこととなっている⁴⁾。

本件当時の外国子会社合算税制における適用除外基準は、以下の4つであった。

①主たる事業が株式等又は債権の保有、工業所有権等の提供等でないこと（事業基準）

②本店所在地国において、主たる事業を行うに必要と認められる事業所、店舗、工場その他の固定施設を有していること（実体基準）

③その事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること（管理支配基準）

④各事業年度において当該特定外国子会社等が行う主たる事業の種類に応じて、以下の(1)又は(2)に該当すること

(1)主たる事業が卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業のいずれかに該当する場合には、その事業を主として当該特定外国子会社等に係る所定の関連者以外の者との間で行っている場合に該当すること（非関連者基準）

(2)主たる事業が上記(1)の事業以外の事業である場合、その事業を主として本店所在地国において行っている場合に該当すること（所在地国基準）

三 特定外国子会社等の行う主たる事業が保険業である場合の問題点

このように、特定外国子会社等が上記①～③の基準を満たさず場合、当該特定外国子会社等が行う主たる事業によって、非関連者基準又は所在地国基準のいずれかを満たす必要がある。本件のA社のように、主たる事業が保険業である場合に非関連者基準を満たすには、各事業年度の収入保険料の合計額のうち当該収入保険料で関連者以外の者から収入するものの合計額の占める割合が50%を超える必要があった。さらに、当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、本件括弧書きによって、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の

目的とする保険に係る収入保険料のみが「関連者以外の者から収入するもの」に該当することとされていた。

そのため、非関連者との再保険契約に基づく保険料を含めてようやく上記割合が50%を超える場合は、当該再保険契約が「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」に該当するか否かが問題となる。本件ではこの点が問題とされた。

四 本件括弧書きの解釈

この点に関し、地裁判決は、関連者取引に再保険取引の形で非関連者を介在させることにより非関連者基準が充足されることを制限するために、平成7年度税制改正において本件括弧書きが規定されたこと⁵⁾を踏まえ、「本件括弧書きにいう『保険の目的』とは、保険事故が生じた際に保険契約に基づき保険金の支払を受けることにより保障、填補を得ようとする対象のことをいうもの」と解し、「本件元受保険契約は、B社の有する資産を『保険の目的』とする保険に該当する」と判断した。他方、高裁判決は、「本件括弧書きにいう『関連者以外の者が有する資産…を保険の目的とする保険』とは、非関連者の資産等に対する保険危険を担保する保険をいうもの」と解し、保険料の実質的負担者が本件各顧客である等の事実から「本件元受保険契約は、本件各顧客の生命、身体等に対する保険危険を担保する保険である」と判断した。

このように下級審の判断が分かれる状況において、学説レベルでは、地裁判決を支持するものが多かった⁶⁾。本判決も、本件括弧書きの趣旨等を踏まえて、「本件括弧書きにいう『関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険』とは、関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保する保険をいうもの」と解し、「本件元受保険契約の実質に照らせば、本件再保険契約に係る保険は、…A社に係る関連者に当たるB社が有する資産である本件クレジット債権に係る経済的不利益を担保するものである」と判示して、原判決を破棄した。

地裁判決が述べるように、平成7年度税制改正において本件括弧書きが規定された趣旨は、再保険取引の形で非関連者を意図的に介在させて非関連者基準の充足を図ることを防止するためであっ

た。本件において、B社は非関連者であるC社と本件元受保険契約を締結しているが、C社がA社と再保険契約を締結するのであれば、そもそもB社はA社と本件元受保険契約を締結すればよかったとも考えられる。それにもかかわらずそうしなかったのは、A社が非関連者基準を満たすようにするために、非関連者であるC社からの収入保険料を得る必要があったとみてよいであろう。そうすると、「本件再保険契約に係る保険は、…B社が有する資産である本件クレジット債権に係る経済的不利益を担保するものである」と判断した本判決は、妥当なものと思われる⁷⁾。

五 現行法との関係

なお、外国子会社合算税制は、平成29年税制改正において、いわゆる「経済活動基準」が設定された。これは、外国関係会社の経済活動の内容に着目して、外国関係会社が、会社全体として、いわゆる「能動的所得」を得るために必要な経済活動の実体を備えているかを判定する基準とされ、外国関係会社がこの基準を満たさない場合には、能動的所得を得る上で必要な経済活動の実体を備えていないと判断されることになる⁸⁾。ただし、経済活動基準は、改正前の適用除外基準と同様の4つの基準とされたことから、本件括弧書きについては現行法においても存続しており、本判決が示した判断基準は、今後の実務においても重要である。

●—注

- 1) 第一審判決の評釈として、辻美枝「判批」ジュリ1579号(2023年)10頁、袴田裕二「判批」ジュリ1582号(2023年)121頁がある。
- 2) 原判決の評釈として、栗原宏幸「判批」ジュリ1585号(2023年)10頁、木山泰嗣「判批」税理67巻3号(2024年)136頁、望月爾「判批」税務QA259号(2023年)54頁がある。
- 3) 朝長英樹編『外国子会社合算税制——タックス・ヘイブン対策税制(第2版)』(法令出版、2024年)48頁。
- 4) 最判平29・10・24民集71巻8号1522頁参照。
- 5) 永長正士ほか『改正税法のすべて(平成7年版)』(大蔵財務協会、1995年)297頁以下。
- 6) 辻・前掲注1)11頁、袴田・前掲注1)124頁、栗原・前掲注2)11頁。
- 7) 望月爾「判批」税務QA271号(2024年)72頁参照。
- 8) 藤山智博ほか『改正税法のすべて(平成29年版)』(大蔵財務協会、2017年)677頁。